

ふるさと納税を活用した大学等への補助金交付要綱

令和4年8月31日企画調整局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税を活用した大学等への補助金に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めのあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第83条の2に規定する専門職大学、同法第108条に規定する短期大学及び専門職短期大学、同法第124条に規定する専修学校のうち同法第125条第3項に規定する専門課程を置くもの及び一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームをいう。

(2) ふるさと納税

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金及び租税特別措置法第42条の12の2に規定する寄附金をいう。

(補助の目的)

第3条 ふるさと納税を活用し、大学等が実施する取組みに対する補助を行うことにより、学生の学びの支援や地域社会との連携事業、産官学連携の取組み等を推進することを目的とする。

(ふるさと納税の活用)

第4条 本補助金は、大学等への支援を目的として市が受け付ける、ふるさと納税による寄附金を活用することとする。

2 ふるさと納税による大学等への寄附は学校等の指名制とし、寄附受入れ額の一部を大学等に対する補助金とし、残りを本補助事業の事務費や市が実施する大学連携事業及び一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームで実施する事業に充てることとする。

3 ふるさと納税の寄附受付は各年度12月末日までとし、1月、2月寄附受付分は翌年度の寄附として取り扱う。なお、3月は寄附の受付を行わない。

(対象者)

第5条 本補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象大学等」という。）とする。

(1) 市内に本部を置く大学等又は総学生数の4分の1以上を占める人数が通学する市内キャンパスを有する大学等の設置者で、市長とふるさと納税を活用した大学等への助成にかかる覚書（以下「覚書」という。）を締結した者かつ、前条に規定するふるさと納税により、寄附者から指名された者。

(2) 市外に本部を置く大学等の設置者で、市長とふるさと納税を活用した大学等への助成にかかる協定（以下「協定」という。）を締結した者かつ、前条に規定するふるさと納税により、寄附者から指名さ

れた者。

(3) 一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォーム

(補助の対象事業)

第6条 補助金の対象となる事業は、大学等が実施する事業とし、別表1に定めるもの及び市長が特に必要と認める事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業から除外するものとする。

(1) 学費及び大学等の後援会費等の免除、減免、一部支援に係る事業

(2) 特定の法人及び個人の利益を追求するための事業

(3) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

(4) 市長が適当でないと認める事業

3 第1項に規定する事業について、補助金を申請しようとする年度の4月1日から翌年3月末日の間で実施した事業を補助の対象とする。

(補助の対象金額)

第7条 補助の対象となる金額は、第4条に規定するふるさと納税による寄附金において、補助金を申請しようとする年度の4月1日から12月末日まで及びその前年度の1月1日から2月末日までに当該大学等への支援を希望するものとして受け付けた寄附受入れ額の7割を基準とし、インセンティブ(上乘せ)については別表2に定めるものとする。

2 前項に規定する補助金額に端数が生じる場合は、千円未満は切り捨てとする。

(事業の遂行)

第8条 大学等は、補助を受けようとするときは、第6条に規定する事業を実施しなければならない。

(繰越)

第9条 申請者は、補助金の繰越を希望する場合は、次に掲げる書類を2月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金繰越申請書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金は、最大5年度分を繰越することができる。

(交付申請)

第10条 補助対象大学等は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の提出)

第11条 補助対象大学等は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第3号)

(2) 補助事業に係る収支決算書(様式第4号)

- (3) 事業の実施状況がわかる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 5 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の概算払の請求)

第 13 条 補助金は、第 12 条の交付決定後、概算払することができる。補助対象大学等は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、請求者に対し、概算払で補助金を交付する。

2 概算払の額は、交付決定額の 7 割以内とする。

3 前項に規定する概算払の額に端数が生じる場合は、千円未満は切り捨てとする。

(補助事業の変更等)

第 14 条 補助金の概算払の交付を受けた補助対象大学等のうち、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 8 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 10 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 11 号）により、補助対象大学等に通知するものとする。

(交付額の確定及び精算)

第 15 条 市長は、補助金の概算払の交付を受けた補助対象大学等へ補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助対象大学等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 12 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後 5 日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助対象大学等は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の請求)

第 16 条 補助対象大学等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 13 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を請求者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）による当該補助対象大学等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 本補助金の交付を受けた大学等は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等、事業の実施を証する書類を整備し、これらの書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しておくなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

補助対象事業に関する詳細を定める。

以下の事業を補助の対象とする。ただし、神戸市をフィールドとした事業に限る。

(1) 地域発イノベーションの創出

学生のアントレプレナーシップ（起業家精神）育成
優れた外国人留学生の獲得と定着支援
地域課題解決のための研究事業
地域社会との連携事業
大学等の教育研究環境の整備（神戸市内の施設整備も含む）
企業や自治体等と協働して行う PBL（project-based learning：課題解決型教育）
及び共同研究等の事業 等

(2) 高度人材育成機能の充実・強化

リカレント教育など社会人の学び支援
高大連携活動（高校生向けの模擬授業など） 等

(3) 神戸エリアの大学間、産官学連携につながる事業

一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームの参画、運営事業 等

(4) 本事業の広報等にかかる経費

(5) その他市長が特に必要と認める事業

別表 2

補助金額のインセンティブ（上乘せ）に関する詳細を定める。

下記(1), (2)に該当する場合は、補助金額のインセンティブ（上乘せ）対象とする。

(1) 下記の①又は②のいずれかの事業を実施した場合（基準割合（7割）から1割上乘せ）

① 補助金額総額の3割以上を下記のどちらかの事業に用いた場合

- ・学生ビジネスマインドの醸成、起業支援（アントレプレナーシップ）
- ・社会人の学び支援（リカレント教育）

※合計450分（90分×5回を想定）以上のカリキュラムを対象とする。

② 一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォームを活用し、大学等として主体的な事業を行った場合

(2) 寄附金額1,000万円以上集めた場合（基準割合（7割）から1割上乘せ）

補助金繰越申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
法 人 名	
代表者名	

下記補助金の繰越について、申請します。

記

補助事業の名称	
繰 越 理 由	
繰 越 年 度	年度
繰 越 金 額	円

補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
法 人 名	
代表者名	

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称			
目的及び内容			
補助事業の期間	着手(予定)年月日	年	月 日
	完了(予定)年月日	年	月 日
補助金の額	円		
添付書類	(概算払の申請をする場合のみ) ・ 事業計画書 ・ 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類		

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
法 人 名	
代表者名	

下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称			
補助事業の期間	着手（予定）年月日	年	月 日
	完了（予定）年月日	年	月 日
補 助 金 の 額	円		
添 付 書 類	・補助事業に係る収支決算書（様式第4号） ・事業の実施状況がわかる書類		

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	(概算払において) ・本交付決定の内容について補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、ふるさと納税を活用した大学等への補助金要綱第14条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。 ・事業終了後、ふるさと納税を活用した大学等への補助金要綱第11条に基づく実績報告を市長に提出すること。 ・補助金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。 ・上記のほか、補助金規則及びふるさと納税を活用した大学等への補助金要綱に従うこと。

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業の名称

2 不交付とした理由

補助金概算払請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長宛

住所	
団体名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）			
口座番号				
口座名義				

（注）口座名義は、請求者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状を提出すること。

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり
交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変 更 の 理 由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	年 月 日
	完了(予定)年月日	年 月 日
補 助 金 の 額	円	
添 付 書 類	・事業計画書（変更後） ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）	

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり
中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

補助事業中止（廃止）承認通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を
確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

補助金請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長宛

住所	
法人名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）			
口座番号				
口座名義				

（注）口座名義は、請求者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状を提出すること。

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	